

一般質問通告書

令和8年第3回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいの
で会議規制第62条第2項の規定により通告します。

令和8年8月24日

議員指名 橋本武夫
会派名 政和会・清流くらぶ

海津市議会議長様

受領番号 第10号 受領日時 令和8年8月24日 13:00

要 旨 ①中学校の給食費無償化について

質問相手 市長

要 旨 ②有害鳥獣被害防止について

質問相手 市長



質 問 内 容

①中学校の給食費無償化について

私は基本的には、公教育の機会均等の立場から、居住する地域によって教育負担の格差が生じないように努めることは国の責務であり、本年度から小学校の給食費が無償化されたように、中学校の給食費無償化も、国の責任において速やかに実施されるべきものであると考えています。

しかしながら、深刻な物価高騰が市民生活を直撃し、特に子育て世代における経済的負担は限界に達している現状があります。食料品をはじめとする生活必需品の値上がりが続く中、育ち盛りであり、最も食費がかさむ中学生世代を抱える保護者の苦労は極めて深刻です。

教育の機会均等と子どもたちの健全な育成を守るため、義務教育段階における教育費の負担軽減は、今や一刻の猶予も許されない最優先課題です。憲法第26条が掲げる「義務教育は無償とする」という理念に立ち返り、本市において、中学校の給食費無償化を速やかに実施すべきと考えます。

そこで、以下の観点から、市長に伺います。

(1)言うまでもなく、学校給食は、教育活動の一環であり、子どもたちの健やかな体づくりに不可欠な存在です。しかしながら、物価高騰の影響で給食費の負担感は年々増えています。給食費が高額となる中学校において、保護者の負担感を市としてどのように認識されていますか。

(2)現在、就学援助制度によって低所得世帯への支援は行われているものの、制度の谷間に落ちる「所得制限境界線上の困窮世帯（隠れ貧困）」の存在が指摘されています。生徒全員を対象とする給食費無償化を実施することこそが、プライバシーに配慮しつつ、すべての子どもの「栄養と健やかな育ち」を保障する最強のセーフティネットになると考えますが、市長の認識を伺います。

(3)全国の自治体で、中学校の給食費無償化の波が広がっており、県内自治体でも導入が進んでいます。本市が「子育て世代から選ばれるまち」であり続けるためには、わかりやすく実効性の高い子育て支援策が必要であると思います。中学校の給食費無償化を本市の子育て支援の目玉政策として打ち出すことによって、若者・子育て世代の定住・転入促進、さらには人口流出の防止に繋げることが可能だと考えますが、この点について、市長のご所感を伺います。

(4)給食費無償化の壁として常に挙げられるのが財源問題です。しかしこれは、財源があるかないかではなく、予算配分の優先順位をどこに置くかという政治判断の問題だと考えます。中学校の給食費無償化については、国が速やかに検討していくとしており、与野党間で対立しているわけでもないので、国の責任において実施されるまで長期間にわたって継続的な財源が必要とされるものではないと考えます。そこで、財政調整基金を活用して子どもたちに投資するという立場をとれば、給食費無償化は十分可能だと思いますが、市長の考えを伺います。

②有害鳥獣被害防止について

有害鳥獣の被害防止対策は、本市の農林水産業を守るためだけでなく、近年は市民の生活域への出没も頻発していることから喫緊の課題であると思います。

本市の有害鳥獣の被害防止については「海津市鳥獣被害防止計画」に基づいて実施されているものと思いますが、本年度は計画最終年であり、次年度以降の計画策定の時期でもありますので、まず現時点までの本計画の進捗状況をご説明ください。

本計画では、対象鳥獣の捕獲体制として、「海津市猟友会に有害鳥獣の捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲許可従事者証を交付する。住民からの被害報告・捕獲要請を受けて海津市猟友会が対象鳥獣の対処捕獲を行う。海津市猟友会の捕獲活動を実施隊で支援する。」としており、海津市猟友会の皆さんが果たしている役割は極めて大きいと言えます。

猟友会は民間の団体でありながら、地域住民の生命・財産、そして農業インフラを守るための「公共的な業務」を事実上肩代わりしていただいているのが実態です。銃器やわなを扱うことに伴う高度な責任、精神的・肉体的負担、さらに事故のリスクを考慮した時、現在の業務委託契約内容が、その責任の重さと本当の意味で見合っているのか、大変危惧しているところです。

そこで、以下の点について伺います。

(1)本市における有害鳥獣捕獲の大部分を担う猟友会の活動について、市としてその「公共性」や「社会的責任の重さ」をどのように評価されているのか、お聞かせください。

(2)危険を伴う捕獲作業や高齢化が進む中での出勤負担を鑑みた時、現在の委託料、捕獲報奨金単価や成果型の報酬のあり方では、今後の担い手確保や駆除体制の維持が困難になる懸念があります。他自治体の動きなども踏まえながら、本市における抜本的な処遇改善を検討すべきと考えますが、市長の見解はいかがで

しょうか。

(3)本市の鳥獣被害対策実施隊は、市職員のみで構成されています。これは、決して珍しいものではなく、地域の事情に応じた選択肢の一つとして一定数存在する運用の形式です。とは言え、国（農林水産省）としては、捕獲に従事する猟友会員に「特別職の地方公務員」という身分を付与し、公的な権限や補償を与えることで捕獲体制を強化してほしいという意図があるため、全国的には猟友会などの民間も含めて隊員にする形式が多数派です。猟友会員が鳥獣被害対策実施隊員として「特別職の地方公務員」の身分を付与されることは、公務災害補償が適用されることや鉄砲刀剣所持取締法や鳥獣保護法の特例が使えること、社会的信用と法令遵守の安心感、費用負担の軽減や手当の支給など、作業上の手続きや安全面、精神面において明確なメリットが存在します。

「海津市鳥獣被害防止計画」においても、鳥獣被害対策実施隊について、今後、必要に応じて活動内容、実施隊構成員の見直しを行うと明記されていることから、民間も含めた隊員構成について検討すべき時期ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(4)猟友会の役員さんからは、市との関係における事務作業が負担となって持続性に不安があるとも伺っています。担当課との役割分担などを見直し、猟友会の事務負担軽減を図る考えはありませんか。